

Cloud Connection 個別規定

BBIX株式会社

第1章 総則

第1条（適用範囲）

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このCloud Connection個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、Cloud Connectionを提供します。Cloud Connectionのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCXドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてCloud Connectionの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条（定義）

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Cloud Connection利用者」とは、Cloud Connection利用契約を締結した者をいいます。
2. 「更新」とは、所有するCloud Connectionの帯域変更をいいます。
3. 「Cloud Connection SLA」とは、Cloud Connectionに求められる品質保証の水準と、その水準の未達時に当社がCloud Connection利用者に対して行う返金などについて定めた合意のことをいいます。
4. 「Cloud Connection利用契約」とは、本個別規定に基づきCloud Connection利用者と当社の間で成立するCloud Connectionの利用に関する契約をいいます。
5. 「利用日数」とは、Cloud Connection利用契約の課金開始日を1日目として利用契約の終了日までの日数のことをいいます。利用契約の成立から課金開始日の前日までの期間は「利用日数」には含まないものとします。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の条件）

Cloud Connection利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条（利用契約の単位）

当社は、1つのリソースごとに1つのCloud Connection利用契約を締結します。なお、1リソースにつき接続できるクラウド事業者は1つとなり、クラウド事業者の変更は不可とします。

第5条（利用契約の成立）

1. Cloud Connection利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Cloud Connection利用者はCloud Connection利用契約の申込に際して、予め利用帯域を当社に対して申告するものとします。
3. Cloud Connection利用契約は、前2項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をCloud Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
4. Cloud Connection利用契約の成立以降、当該Cloud Connectionを利用できるものとします。

第6条（キャンセル）

1. Cloud Connection利用者は、Cloud Connection利用契約の申込完了から72時間が経過するまでに、当該Cloud Connection利用契約の申込のキャンセルを当社所定の方法により当社に対して申告できるものとします。
2. 前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をCloud Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日をもって当該Cloud Connection利用契約の申込はキャンセルされるものとし、すでに当該Cloud Connection利用契約の申込によりCloud Connection利用契約が成立している場合、その利用契約は契約成立時点に遡って失効するものとします。

第7条（更新）

1. 更新の申込は、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Cloud Connection利用者は更新の申込に際して、予め利用帯域を当社に対して申告するものとします。なお、更新の申込は第6条に定めるキャンセルの対象にはなりません。
3. 更新は、前2項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をCloud Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

第3章 Cloud Connectionの提供

第8条（Cloud Connectionの提供範囲）

1. 当社は、Cloud Connection利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Cloud Connectionを提供するものとします。
2. Cloud ConnectionのSLAは、別紙に定める通りとします。

第9条（利用帯域の制限）

1. 当社は、Cloud Connection利用者が申告した利用帯域を常に利用できることを保証しません。
2. 当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもCloud Connection利用者のトラフィックが利用帯域を超過または不足した事によってCloud Connection利用者に発生する不利益等について責任を負わないものとします。
3. 当社は、Cloud Connectionの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにCloud Connection利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第4章 利用料金

第10条（利用料金及び利用料金の計算方法）

1. Cloud Connectionの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Cloud Connection利用契約の申込を当社が承諾した日の翌日から起算して3日目より課金を開始するものとし、この日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとし、ます。
4. 課金開始日までにCloud Connection利用契約が第6条に定めるとおりにキャンセルされた場合、当該Cloud Connectionの利用料金は発生しないものとし、ます。
5. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとし、ます。
6. 更新によるCloud Connectionの利用料金に変更が生じる場合は更新の申込を承諾した日より変更後の利用料金が適用されるものとし、ます。なお、課金変更日が属する月の課金計算は、日本標準時(JST)に基づき、暦日数を用いて日割計算するものとし、ます。
7. Cloud Connectionの利用料金の課金終了日は、Cloud Connection利用者から解約の申込を承諾した日とし、ます。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとし、ます。
8. Cloud Connection利用契約がCloud Connection利用者による解約以外の方法で終了した場合、Cloud Connectionの利用料金の課金終了日はCloud Connection利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとし、ます。

第5章 Cloud Connection利用契約の終了

第11条（Cloud Connection利用者による解約）

1. Cloud Connection利用者がCloud Connection利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込むものとします。
2. Cloud Connection利用契約は、前項に従って行われたCloud Connection利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をCloud Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。

第12条（専用コントロールパネルの利用契約終了による終了）

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Cloud Connection利用契約は自動的に終了します。

第13条（利用契約終了後の取扱い）

Cloud Connection利用契約の終了時点で存在するCloud Connection利用者の一切の債務については、Cloud Connection利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

別紙: Cloud Connection SLA (Service Level Agreement)

1. 定義・概略

当社はCloud Connection利用者に対し、下記に定める通り、本サービスの稼働率・稼働時間等を保証するものとする。

尚、稼働率・稼働時間等の計測は、当社設備にて実施するものとする。

- 月間ネットワーク稼働率: 月間のネットワーク稼働率で下記数式により算出

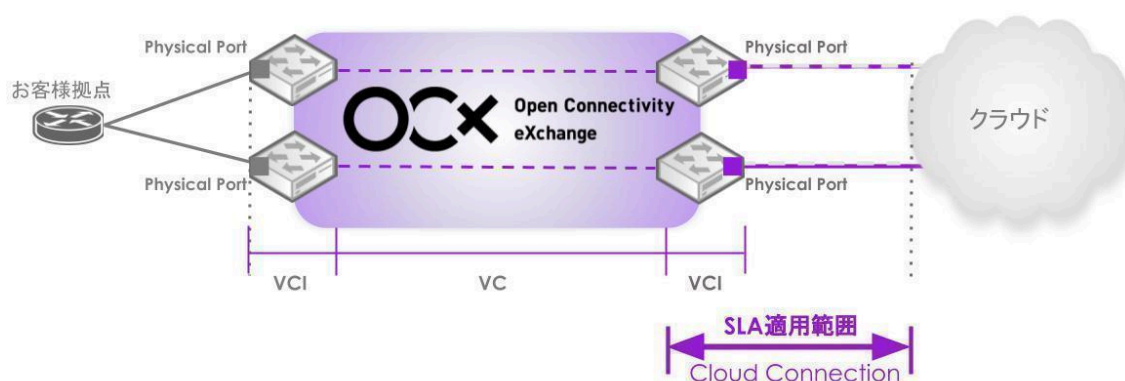
$$\text{月間ネットワーク稼働率(\%)} = \frac{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間} - \text{累計故障時間}}{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間}} \times 100\%$$

- 月総時間: 月720時間(30日)
- 累計故障時間: 月間の故障時間
- メンテナンス時間: 月間のサービス断を伴うメンテナンス時間で
緊急メンテナンス時を含む
- 故障回復時間: 故障発生時刻から故障回復時刻までの間
- 故障発生時刻: お客様から当社に故障申告した時刻
ただし、当社が故障申告と判断した場合
- 故障回復時刻: 当社が故障回復を確認した時刻
- リソースメニュー: Cloud Connection

2. 適用範囲・対象構成

SLAの対象構成・適用範囲は下図の通りとする。本SLAでは、下図に記載のCloud Connectionに関する適用範囲を定めるものとする。

尚、SLAの適用条件として、同一リージョンで本サービスに冗長構成が取られていることを必須とする。



3. サービスレベル

本サービスのSLA項目及びSLA値は下表の通り。

提供国	SLA項目	適用範囲	SLA値
日本	月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上
	故障回復時間	冗長構成	1時間以内
シンガポール	月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.99%以上

4. 返金

- 4.1 サービスレベルを満たせなかった場合、お客様の返金請求に基づき返金手続きを行う。
- 4.2 お客様は故障日から起算して30日以内に返金請求を行う。30日以内に返金請求がなかった場合は、お客様は返金請求を行うことができないものとする。
- 4.3 返金請求を受けた場合、調査を実施しお客様へ報告する。当社がSLA適用と認めた時は、SLA適用と認めた日の翌々月以降に返金する。
- 4.4 返金率は下表の通りとする。

SLA項目	適用範囲	サービスレベル	返金率(日本)	返金率(日本以外)
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上	当該月額費用の0%	当該月額費用の0%
		99.99%以上、99.999%未満	当該月額費用の2%	当該月額費用の0%
		99.9%以上、99.99%未満	当該月額費用の5%	当該月額費用の2%
		99.0%以上、99.9%未満	当該月額費用の10%	当該月額費用の5%
		97.0%以上、99.0%未満	当該月額費用の25%	当該月額費用の10%
		97.0%未満	当該月額費用の50%	当該月額費用の25%
故障回復時間	冗長構成	1時間未満	当該月額費用の0%	-
		1時間以上 2時間未満	当該月額費用の10%	-
		2時間以上 4時間未満	当該月額費用の20%	-
		4時間以上 6時間未満	当該月額費用の30%	-
		6時間以上 8時間未満	当該月額費用の40%	-
		8時間以上 72時間未満	当該月額費用の50%	-
		72時間以上	当該月額費用の100%	

(2021年11月 1日 制定実施)
 (2022年 6月 1日 改定実施)
 (2022年11月24日 改定実施)
 (2023年 2月15日 改定実施)
 (2024年 5月 1日 改定実施)

(2024年 9月 26日 改定実施)

(2024年 10月 3日 改定実施)

(2025年 10月 3日 改定実施)